

入学祝金を支給します

児童生徒の健やかな成長を願うとともに、入学時における家庭の経済的負担の軽減を図るため、入学祝金を支給します。令和7年度よりICT機器（学習用タブレット端末）配布の廃止に伴い、1人につき5万円から10万円となります。

○支給対象者

次の(1)～(4)のいずれかに該当する方

令和7年4月15日現在において、

- (1) 九度山町立小中学校に入学する児童生徒の保護者
- (2) 九度山町に住所を有し、特別支援学校小学部及び中学部又は九度山町立以外の小中学校に入学する児童生徒の保護者

令和7年4月16日以降において、

- (3) 九度山町立小中学校の第一学年に転入生の保護者
- (4) 九度山町に住所を有し、特別支援学校小学部及び中学部又は九度山町立以外の小中学校の第一学年に転入する児童生徒の保護者

○支給額

児童1人につき 100,000円

○申請に必要なもの

【町内に住所を有する方】

- ・入学祝金交付申請書

【町外に住所を有する方】

- ・入学祝金交付申請書
- ・世帯全員の住民票の写し
- ・納税証明書

※九度山町立以外の学校（特別支援学校を除く）に入学する場合は、在学証明書又は学生証の写しを併せて添付してください。



○申請期限

令和7年6月30日（月）

※この申請期限は新入生のものです。転入生の期限については、別途案内します。

○申請先・問い合わせ先 九度山町教育委員会（TEL 0736-54-2019）